

改造自動車届出漏れによる不適切な新規検査受検への対応について

トヨタテクノクラフト、ニッサン自動車等の不適切な新規検査受検

事前に必要な改造自動車届出書を行わずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けた自動車が存在することが判明したことから、国土交通省より当該車両が入庫した際の取扱いについて通達があり、当該車両の取扱いについては、運輸支局または自動車検査独立行政法人に相談のうえ継続検査等を実施するようお願い致します。

なお、当該車両は、自動車検査証の型式の修正及び備考欄への改造内容の記載が必要となります、保安基準への適合性については国土交通省が確認していることから、指定工場において指定整備を実施することは可能ですので申し添えます。

また、振興会ホームページの会員ページにて対象車両等をお知らせします。

1. 経緯

トヨタ車体（株）がリーフ・スプリングを改造したにもかかわらず、事前に必要な改造自動車届出（検査に先立って保安基準適合性を審査するためのもの）を行わずに新規検査を受検していたことが判明（対象車両：12型式、約1万5千台）したことを受け、国土交通省では、昨年12月2日、自動車交通局技術安全部長からトヨタ自動車（株）及びトヨタ車体（株）の社長に対し、厳重注意と同種事案の再発防止策等の指示を行うとともに、（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会に対し、過去3年間において傘下会員の中に同種の行為が行われていないかについての調査を指示しました。

2. 事案の概要

（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会からの報告により、新たに改造自動車届出漏れによる不適切な事案が4件あったことが判明しました。（対象車両合計：38型式、592台、改造自動車届出漏れ一覧表参照）概要は以下のとおりです。

- (1) トヨタテクノクラフト（株）が改造施工した道路パトロール車等について、リヤ・アクスル・ハウジング（後車軸）の改造を行ったにもかかわらず、自動車検査独立行政法人に対し事前に必要な改造自動車届出を行わずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けていた。
(対象車両：4型式、451台)
- (2) 日産自動車（株）、日産車体（株）及び（株）オートワークス京都が共同して製造・改造した移動図書館車及び投光車等について、リーフ・スプリング（板ばね形状のサスペンション）の改造を行ったにもかかわらず、自動車検査独立行政法人に対し事前に必要な改造自動車届出を行わずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けていた。（対象車両：17型式、83台）
- (3) （株）トノックスが改造施工したガス工作車等について、リーフ・スプリングの改造を行ったにもかかわらず、自動車検査独立行政法人に対し事前に必要な改造自動車届出を行わずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けていた。（対象車両：10型式、40台）
- (4) （株）イズミ車体製作所が改造施工した車いす移動車等についてリーフ・スプリングの改造を行ったにもかかわらず、自動車検査独立行政法人に対し事前に必要な改造自動車届出を行わずに新規検査を受検し、自動車検査証の交付を受けていた。（対象車両：7型式、18台）

自動NOx・PM法車種規制に係る自動車検査証の記載誤りについて

今般、車両総重量が2.5トンを超えるガソリン車を改造して2.5トン以下となった入浴車、キャンピングカー、警察車等の自動車検査証に關し、自動車NOx・PM法車種規制の適合車であるにもかかわらず、その一部について自動車検査証に誤って不適合車としての記載がされている事例が判明したことから、国土交通省より通達がありましたのでお知らせ致します。

また、現在までに判明している自動車については、当該自動車の所有者及び使用者に対し、トヨタ自動車株から連絡し、管轄運輸支局等において自動車検査証の差し替えを行うこととしておりますが、対象車両と思われる車両が入庫した際は、自動車検査証を確認し、ユーザーに不利益の生じないように注意するとともに、当該車両の自動車検査証の差し替えにご協力をいただけますようお願い致します。

なお、対象車両等につきましては、振興会ホームページの会員ページにてお知らせします。

【判明している誤った記載の自動車】

- トヨタハイエースコミューター・トヨタレジアスエースコミューターの型式：GE-RZH124B
- トヨタハイエースバン・トヨタレジアスエースバンの型式：GE-RZH102V GE-RZH112V GE-RZH112K
- 初度登録年月：平成10年8月から平成15年8月までの間に新車として新規登録されたもの
- 座席を取り外す等の改造を行い車両総重量が2.5トン以下（中量車）となり、使用の形態が主として入浴車、キャンピングカー、警察車等 全国合計679台（平成21年1月末現在）

【自動車検査証の記載】

◆誤った記載例◆

「この自動車は平成21年2月XX日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠の位置を置くことが出来ません。

◆正しい記載例◆

「使用車種規制（NOx・PM）適合」

乗用車の外装基準の適用に係る当面の運用について

国土交通省自動車交通局技術安全部長

乗用車の外装基準（「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）第18条第1項第2号に定める基準）については、自動車と人との衝突や接触の際に人が負傷する危険性を減らし、かつ、自動車の国際基準調和を推進する観点から、平成13年に「車両等の型式認定相互承認協定（略称）」に基づく協定規則第26号との整合化を図り、平成21年1月以降に製作される乗用車から適用しているところですが、今般、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車（タクシー等）に備える社名表示灯などの業務を遂行するに必要な装置並びに靈柩車について、当初予定していた同基準に適合させるための準備が整っていないものがあるとの事態が判明したところです。

本事案については、当初想定し得ない事態により準備が遅れたものであることから、同基準に適合させる準備が整うまでの間については、従来どおりの取扱いとされます。

なお、従来どおりの取扱いとする間であっても、可能な限り鋭い突起をなくすような対応を行うようお願いします。

また、乗用車の外装基準の適用については、後日、告示改正等を行い、その円滑な移行の明確化を図る予定であることを申し添えます。

平成22年用定期点検ステッカーの貼付期間について

定期点検整備促進運動の実施については、前月号の「会報 AMS」でお知らせしたとおり、本年度も引き続き「定期点検整備促進対策要綱」に基づき実施されますが、現在頒布をしております平成22年用ステッカーは、国土交通省認可の関係で平成21年3月31日まで貼付（自家用乗用の場合）することができます。

なお、平成22年4月30日を過ぎて前面ガラスに貼付していると保安基準違反になりますので、ステッカーの貼付並びに購入に際しては十分ご配慮をお願いいたします。

また、平成21年4月以降に貼付期限の更新されたステッカーは、（3月中旬販売予定）平成21年12月31日まで貼付可能です。（前面ガラスへの貼付期限は平成23年1月31日となります。）

平成23年用ステッカーは平成21年11月中旬に販売する予定です。

平成22年度は橙色



JASPA3月号 P28

平成21年春の全国交通安全運動においての横断幕を設置します

平成21年4月6日（月）から15日（水）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

当会においても「春の全国交通安全運動」に協力し4月1日から約1ヶ月間、山梨県下約54ヶ所に横断幕を設置予定です。設置場所については、現在管轄支所・市役所等に申請しています。

『交通安全』にご協力ををお願い致します。

運動のスローガン

運転は 人に社会に 思いやり

運動の基本・重点

春の全国交通安全運動では新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けが重要課題となるとともに、本格的な高齢社会への移行に伴う高齢者の交通事故情勢に適確に対処するため、次のとおり、運動の基本と重点を定める。

1. 運転の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

2. 運転の重点

（1）全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

（2）自転車の安全利用の推進

（3）飲酒運転の根絶

JASPA3月号 P13



取付方法：ロープ（6~7mm）又は針金（3mm）にて固定

【設置箇所一覧】

支部名	設置箇所	支部名	設置箇所
甲府東	山梨学院大学	市川	中央市田富
	甲府警察署前		昭和町押越
	甲府市相生	南巨摩北	身延町下山公民館前（上り線のみ）
甲府西	国母清水新居		身延町丸滝
	甲府市富竹第二		身延町西島
	甲府市富竹		鰍沢町役場入口
	山県神社北		増穂小学校前
	竜王駅入口	南巨摩南	南部町越渡
	甲斐市篠原	東八	御坂町夏目原
甲府南	甲府南高等学校前		石和南小学校前（上り）
	甲府市国母		石和南小学校前（下り）
	甲府市上阿原		笛吹市八代支所前
	甲府市向町	日下部	山梨市下釜口
甲府北	甲府市緑ヶ丘		山梨市落合山梨小学校前
	甲府市北新	塩山	甲州市東雲
	甲府市武田		甲州市勝沼
	甲府市美咲	岳麓	鳴沢村鳴沢
	甲府市北口		富士吉田市新屋
峠北	武川町牧ノ原		山中湖村山中湖
韋崎	韋崎市舟山橋		富士河口湖町小立
南アルプス南	南アルプス市清水	大月	大月市初狩
	南アルプス市十日市場角力場		大月市真木入口
	南アルプス市十五所	都留	都留市東桂
南アルプス北	南アルプス市野牛島		都留市小沼
	桃源郷マラソン橋	上野原	上野原市鶴川入口
	上今諏訪連絡橋		上野原市四方津公民館前
	甲西バイパス 在家塚		

設置期間中横断幕の破れやヒモ等が外れているのを見かけましたら、振興会までご連絡下さい。

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
2月6日（金） 13:30～16:00	山梨市北 (日下部警察署構内)	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 日下部支部 7名 振興会 2名	総検査車両数 74台 不良車両数 9台 内整備命令 2台 口頭警告 7台 車検切れ 0台

日下部支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
2月19日（金） 14:00～16:00	南部町 (地方整備局敷地内)	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 南巨摩南支部 6名 振興会 2名	総検査車両数 56台 不良車両数 5台 内整備命令 1台 口頭警告 4台 車検切れ 0台

南巨摩南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

指定整備事業協議会委員会が開催されました

◇日 時 平成21年2月25日(水) 16:00～17:30

◇場 所 振興会会議室

◇出席者 雨宮会長、小澤副会長、榎原副会長、渡辺委員、宮坂委員、田口委員、
大木委員、塩沢委員、佐藤委員、小林委員、小池委員、石原委員

◇会議事項

(1) リース車の整備依頼における現状と対策について

(2) 指定事業者処分状況について

(3) その他

通達事項等について説明

- ・乗用車の外装基準の適用に係る当面の運用について
- ・NOxPM法の車種規制に係る検査証の記載誤りについて
- ・改造自動車届出漏れによる不適切な新規検査受検について
- ・自動車グリーン税制の延長及び拡充について
- ・改正揮発油等の品質の確保等に関する法律について
- ・指定整備記録簿検査基準値チェックシートの配付について

指定自動車整備事業者等講習会が開催されました

2月25日（水）に標記講習会が開催され、417名が受講されました。

当日は、指定協が作成しました指定記録簿チェック下敷き（検査機器を用いた検査欄用）を配布しました。

記録簿チェックに役立てて頂きたいと思います。

各指定工場1組（2枚組：ニュートン用・キログラム用）配布

別表5・6（キログラム）

		前輪+55kg		すれ違い用		走行用									
		8以下		50~120以下		100以下		93.0~112.0							
		10以上		7~15		取付け高さ 1/5まで		-2.5~+9.0							
		8以下		左右27以内		左右27以内		96.0以下							
		50以上		150以上		1.0以下									
		20以上		64以上		5以内		300以下							
		雨天時等の測定でローラが濡れていた場合で40以上で 合否判定をする場合はW又は湿と記載があるか確認する													
		DS オバシ 25以下 0.80以下													

平成21年1月31日現在の基準

中小企業者等への緊急支援策の活用について

平成21年2月27日

関東運輸局では、原油価格の高騰及び世界的な金融不安による景気停滞により、関係事業では深刻な経営状態を招いていることを踏まえて、今後の輸送動向等を十分に注視しながら、社会・経済の要請に的確に対応した経済対策に取り組むため、昨年12月26日に緊急経済対策本部を設置したところであります。

この度、緊急経済対策本部において、関係事業の健全な経営に資するため、各種の融資制度等に関する情報を取りまとめましたので、各制度が最大限活用されますよう情報提供致します。

※中小企業者等の緊急支援制度

《中小企業庁関係》

○セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来たしている等の要件を満たす中小企事業者は、政府系金融機関による融資を受けることが出来ます。

＜主な相談窓口＞

（株）日本政策金融公庫 東京相談センター（TEL 03-3270-1260）

○セーフティーネット保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

＜主な相談窓口＞

各都県等の信用保証協会

山梨県信用保証協会 (TEL 055-235-9700)

セーフティネット保証における運輸関連の指定業種 (抜粋)

平成21年2月現在

- 自動車整備業 自動車一般整備業(自動車分解整備業を含む。)
- その他の自動車整備業

(詳しくは中小企業庁HPを参照して下さい。)

《厚生労働省関係》

○雇用調整助成金

一時的に労働者を休業、教育又は出向させる等の要件を満たしている事業者は、賃金等の一部助成金を受けることができます。

＜主な相談窓口＞

各都県ハローワーク

○中小企業緊急雇用安定助成金 (別紙2参照)

一時的に労働者を休業、教育又は出向させる等の要件を満たしている中小事業者は、賃金等の一部助成金を受けることができます。

＜主な相談窓口＞

各都県ハローワーク

○離職者住居支援給付金

離職後も引き続き住居を無償で提供した場合または住居に係る費用の負担をした事業主の方は、助成を受けることができます。

＜主な相談窓口＞

各都県ハローワーク

＜山梨県ハローワーク＞

甲府	055-232-6060
富士吉田	0555-23-8609
大月	0554-22-8609
都留(出)	0554-43-5141
塩山	0553-33-8609
韮崎	0551-22-1331
鰐沢	0556-22-8689

《地方公共団体関係》

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。
詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

＜主な相談窓口＞

全般	商工総務課	055-223-1533
金融	商業振興金融課	055-223-7538
製造業	工業振興課	055-223-1546
能力開発	職業能力開発課	055-883-4560

自動車整備技能登録試験が実施されます

平成20年度第2回の自動車整備技能登録試験が次のとおり実施されますので、申請者は時間厳守の上受験して下さい。

- ◇ 試験日 平成21年3月22日（日）
- ◇ 試験会場 山梨県自動車整備振興会研修センター
- ◇ 試験時間等

試験の種類	受付時間	試験時間
二級ジーゼル自動車	8:45~9:10	9:20~10:40
二級ガソリン自動車 三級自動車シャシ	10:45~11:10	11:20~12:40 三級は12:20まで
一級小型自動車 二級自動車シャシ 三級自動車ガソリン・エンジン	12:50~13:20	13:30~15:10 二級・三級は14:30まで

◇ 注意事項

- ①受付時間を厳守して下さい。受付時間に遅れると受験できない場合があります。
- ②受付時、郵送の連絡ハガキを提示し確認を受けて下さい。
(ハガキに受験番号が記載してあります)
- ③持参するもの
 - 筆記用具（鉛筆、消しゴム）
 - 電卓（計算機能だけのものに限り使用可能）

第113期技術講習所受講生募集案内

◇募集種目 一級小型（A課程） 二級ガソリン 三級ガソリン

◇募集人員

種目	募集人員数
一級小型（A課程）	15
二級ガソリン	25
三級ガソリン	25

（募集人員10人未満の場合は開講いたしません。）

◇受講申込み

- ①申込期間 3月9日（月）～4月10日（金）
- ②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入の上、受講料を添えてお申し込み下さい。

◇講習日程

☆講習日は、都合により変更する場合があります。

- ①一級小型（A課程） 木曜日の30日間
- ②二、三級 原則として火曜日の20日間
- ③講習時間 9:20～16:00 （1日、6時限）

◇受講料

種目		受講料	備記
1級小型	会員	87,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	125,000	
二級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	
三級ガソリン	会員	57,000	
	会員外	82,000	

※開講日は、4月下旬を予定しています。また、講習日等詳細は、4月号の会報に掲載します。

◇受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型（A課程）	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、1年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

◇その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタル・サーキットテスタをご用意下さい。(ポケット型は不可)

※自動車整備商工組合購販課で下記の物を取り扱っています。

☆ 白色作業服 3,045円 (S~3Lまで)

3,255円 (4L~BXL)

☆ デジタル・サーキットテスタ 7,000円

お問い合わせは、教育課（TEL 055-262-4422）まで

（別紙2）
～雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様へ～
中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました！

お知らせ

- 1 支給要件について従来の雇用量要件は廃止しました。
- 2 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。
 - ①被保険者期間が6か月未満の方（新規学卒者を含む）
 - ②6か月以上雇用されている被保険者以外の方（週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。）

本助成金の目的

1 対象となる事業主の方

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

生産量の要件があります。

- ①最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること（生産量が5%以上減少している場合は不要）。

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4（上限あり）。
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日6,000円を①に上乗せします。

出向の場合

出向元事業主の負担額（概ね2分の1を上限）の5分の4（上限あり）。

- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に届け出る必要があります。
- ②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のものです。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

20.12

その他